

盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市屋内ゲートボール場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>750円</u>を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市屋内ゲートボール場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市屋内ゲートボール場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号 改正 略 盛岡市屋内ゲートボール場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>500円</u>を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p>